



令和3年度三沢市結婚

メモリアル助成金

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、結婚式や披露宴など、結婚に際し『思い出づくりに要した経費』を**最大30万円助成**します。

【対象期間】

令和3年4月1日から令和4年2月28日

【対象世帯】

対象期間内に婚姻届を受理され、同一世帯となった夫婦で、上記期間内に結婚式等を実施した、以下の要件をすべて満たす世帯

(対象期間内であれば、婚姻届受理前に実施した結婚式等も対象)

- 婚姻届提出時点で、夫婦共に上十三・十和田湖広域定住自立圏構成市町村(※1)に住民登録があり、婚姻後も引き続き同圏域に居住すること(※2)
- 婚姻届を受理された時点で、夫婦共に年齢が39歳以下であること
- 市区町村税に滞納がないこと
- 交付申請の際に作成していただく「メモリアルシート」を…
 - ・市ウェブサイトに掲載することへ同意すること
 - ・ご自身のSNS等で発信すること



(※1) 三沢市、十和田市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、秋田県小坂町

(※2) 婚姻届の提出日と転入日が同日の場合も対象となります

申請期間

令和3年6月1日(火)～令和4年3月7日(月)

- ・助成金の交付にあたり審査を行うため、必ず助成を受けられるとは限りません。
- ・なお、予算を越える申請があった時点で受付を終了する場合があります。

詳細

詳細は裏面をご覧ください。
申請をお考えの方はお気軽にご相談ください。

対象経費

対象期間内に、三沢市内事業者で実施・購入したものの

- ・結婚式
- ・披露宴
- ・フォトウェディング
- ・結婚記念パーティー
- ・新婚旅行

いずれか1つ

〔いずれか複数を組み合わせた
パック商品でも対象〕

※ただし、三沢市外事業者で実施した場合であっても、婚姻前から夫婦共に三沢市民の方は最大10万円まで助成します。

【注意事項】

新型コロナウイルス感染症に対して、国、県等から出されている要請等に
従い、かつ感染防止対策を講じて結婚式等を実施すること



申請書（様式第1号）に以下の書類を添えて、
下記申込先に提出

提出書類

- 婚姻後の戸籍謄本
- 新婚世帯全員の住民票の写し
- 夫婦の納税証明書(令和3年1月1日時点の住所地から取得したもの)
- 領収書その他の支出を証する書類(支出金額の内訳がわかるもの)
- メモリアルシート

『メモリアルシート』とは・・・

結婚式、披露宴、フォトウェディング、結婚記念パーティー、新婚旅行の思い出を写真やエピソードを添えて、任意の様式(作成例は市ウェブサイトに掲載)で作成してください。

ただし、以下の項目は必ずご記入ください。

- ・結婚式等を実施した年月日、旅行日時
- ・どこで、どのような思い出づくりを実施したのか



申請の流れ

郵送又は持参による申請が可能です。持参する際は、
申請者である世帯主の印鑑（認印可）をご持参ください。



【問い合わせ・申込先】

〒033-8666 三沢市桜町一丁目1-38
三沢市役所 政策部政策調整課 企画戦略係

TEL:0176-53-5111(内線531)

Mail:maw_kikaku@misawashi.aomori.jp